

大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会 設置要領

(名称)

1. この会議は、「大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会」(以下「評価委員会」という)と称する。

(目的)

2. 評価委員会は、近畿地方環境事務所が、大台ヶ原自然再生推進計画(第2期：平成21年3月策定)、(以下「推進計画(第2期)」という)に基づき実施する事業について、必要な助言を得ることを目的とする。

(検討事項)

3. 評価委員会においては次の事項を検討する。

- (1) 推進計画の実施に必要な調査に関する事項
- (2) 推進計画の実施状況を踏まえた評価に関する事項
- (3) その他、大台ヶ原の自然再生の推進に必要な事項

(構成)

4. (1) 評価委員会は、近畿地方環境事務所長(以下「事務所長」という。)と契約を締結した評価委員会事務局運営業務請負者が事務所長の指示に基づき委嘱する委員及び関係機関をもって構成する。
(2) 請負業者は事務所長に承認を得て、評価委員会に委員以外の学識経験者や関係機関等の参画を求めることができる。

(評価委員会の組織等)

5. 評価委員会の組織等は以下のとおりとする。

- (1) 評価委員会に森林生態系部会、ニホンジカ保護管理部会及び利用対策部会を置く。
- (2) 必要に応じ、二以上の部会は合同部会を開くことができる。
- (3) 各部会は、必要に応じ、学識経験者等からなるワーキンググループを置くことができる。
- (4) 評価委員会、各部会及び合同部会はそれぞれ所属する委員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。
- (5) 各部会及び合同部会は、各部会及び合同部会の決定をもって評価委員会の決定とすることができます。

(部会の所掌)

6. (1) 森林生態系部会は、推進計画(第2期)のうち「森林生態系保全再生」の実施に関する事項を所掌する。

- (2) ニホンジカ保護管理部会は、推進計画（第2期）のうち「ニホンジカ個体群の保護管理」の実施に関する事項を所掌する。
- (3) 利用対策部会は、推進計画（第2期）のうち「新しい利用の在り方推進」の実施に関する事項を所掌する。

(会長・部会長)

- 7. (1) 評価委員会に会長をおき、委員の中から互選により選出する。会長は評価委員会の議長を務めるとともに、会務を統括する。
- (2) 各部会に部会長をおき、委員の中から互選により選出する。部会長は各部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。
- (3) 各部会長は所属する部会以外の部会及び合同部会に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 合同部会に合同部会長をおき、その都度検討する議事を勘案し、部会長の中から互選により選出する。合同部会長は合同部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

- 8. (1) 評価委員会、各部会及び合同部会の運営に関する事務は、近畿地方環境事務所が行う。
- (2) その他運営に関して必要な事項は評価委員会で決定する。

(情報公開)

- 9. 評価委員会、各部会及び合同部会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

- 10. 委員の任期は委嘱を受けた会計年度末までとする。

(要領改正)

- 11. この要領は、評価委員会の会議に出席した委員及び関係機関の合意を得て、改正することができる。

(附則)

- 12. この要領は平成17年8月30日から施行する。

平成18年3月20日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正